

求職者給付金の支給要件について

日々ハローワークの業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

求職者給付金については、労働者が支給要件を誤認されることにより支給要件を満たさず、給付金が支払われないなど本人の不利益に繋がる可能性があります。

つきましては、労働者から求職者給付金に関するご質問があった場合等は下記をご参考いただき、ご不明な点がございましたら管轄ハローワークへお問い合わせください。

主な手当の支給要件について

求職者給付基本手当(いわゆる失業手当)

・失業の状態(※)にあること。

(※)就職意思があり、健康状態・環境からいつでも就職できるにもかかわらず、職業に就いていない(就職が決まっていない)状態。

- ・待期期間(失業給付の手続き開始から7日間の失業している日)および給付制限期間中(待期期間満了日の翌日から原則2~3ヶ月)は手当の支給は受けられないこと。
- ・求職活動を行い、所定の認定日に管轄のハローワークで失業認定を受けること。

再就職手当

- ・失業給付の手続きを行い、待期期間満了日以後に所定給付日数の1/3以上残して就職すること。
- ・1年を超えて勤務することが確実であること。
- ・給付制限期間がある場合、給付制限期間の最初の1ヶ月はハローワークによる紹介就職であること。

★雇用保険は、積立貯金とは異なり、保険料を負担していれば必ず支給を受けることができるという制度ではありません。雇用保険は、働く方々や事業主からの保険料と税金の資金により、国が運営する相互扶助の制度です。このため、法律に定める要件に当てはまらない限り支給を受けることはできず、**離職すれば必ず支給されるというものではありません。**

▶この他にも様々な要件がございます。

詳しくは、届出を行うハローワークにお問い合わせください。

※電話による個人情報の問い合わせにはお答え出来ません。